

## グループホーム エクボ 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団俊睿会が開設するグループホームエクボ（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである介護サービス包括型共同生活援助（以下、「共同生活援助」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者の意思及び人格を尊重し、適切な共同生活援助を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、共同生活援助を利用する障害者（以下、「利用者」という。）が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。

2 事業所は、利用者の職場、又は日中活動において利用している事業所等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。

3 共同生活援助の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前3項のほか、越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、従業者の員数は、越谷市条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤兼務）

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価等を行うものとする。

(3) 世話人 2名以上

世話人は、利用者に対して、適切な日常生活の援助等を行うものとする。

(4) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、利用者に対して、食事・入浴・排泄などの介護を伴う援助等を行なうものとする。

### (事業所の名称、所在地、入居定員)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 グループホームエクボ

(2) 所 在 地 埼玉県越谷市増森2538-1 レオパレスサイレント105

(3) 入居定員 8名

2 事業所は、下記の共同生活住居を有するものとし、その名称及び所在地は、次のとおりとする。

| 共同生活住居の名称 | 所在地 | 入居定員 |
|-----------|-----|------|
|-----------|-----|------|

|            |                                                                     |     |
|------------|---------------------------------------------------------------------|-----|
| グループホームエクボ | 埼玉県越谷市増森 2 5 3 8-1 レオパレス<br>サイレント 106, 107, 108, 109, 201, 202, 206 | 7 人 |
|------------|---------------------------------------------------------------------|-----|

3 事業所は、下記のサテライト型住居を有するものとし、その所在地等は、次のとおりとする。

| サテライト型住居の名称           | 名称                | 本体住居の名称    |
|-----------------------|-------------------|------------|
| グループホームエクボ<br>サテライト 2 | 埼玉県越谷市相模町 1 - 3 1 | グループホームエクボ |

(共同生活援助の内容)

第 5 条 事業所は、利用者に対する相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、健康管理・金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、一時的に体験的な共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、定員の範囲内で前項に掲げるサービスを提供することができるものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第 6 条 共同生活援助を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業所は、前項の支払を受けるほか、共同生活援助において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 家賃 本体住居：月額 5 7, 0 4 0 円 (体験的な利用の場合 月の日割りによる)

サテライト型住居 2：月額 4 3, 0 0 0 円 (体験的な利用の場合 月の日割りによる)

(2) 光熱水費 本体住居・サテライト型住居ともに実費負担

(3) 食材料費 本体住居・サテライト型住居ともに実費負担

(4) 日用品費 本体住居・サテライト型住居ともに実費負担

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

4 第 1 項及び第 2 項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証 (第 1 項については受領証) を、当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

5 事業者は、サービス契約時の費用として、次の各号に掲げる費用を受け取るものとする。

(1) 敷金 賃料 1 ヶ月分 (退去時、補修代金等を除き返却)

(2) 前家賃 当月日割分の賃料

(3) 保険料 本体住居・サテライト型住居ともに保険の内容による

(入居に当たっての留意事項)

第 7 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

(2) 火気の取り扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等の対応)

第 8 条 共同生活援助の従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告

しなければならない。夜間（17:20～9:00）の緊急連絡先は、048-965-1151（協力医療機関）または、080-5468-1417（管理者）とする。

（非常災害対策）

第9条 事業所は、消火器や消火設備、その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害等に関する具体的な計画を立て、非常災害等に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めるものとする。

（共同生活援助を提供する主たる対象者）

第10条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（2）精神障害者

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止に関する責任者の選定

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（身体拘束等の禁止）

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

（2）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（3）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

（個人情報取扱）

第13条 事業所は、利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかななければならない。

（苦情解決）

第14条 事業所は、その提供した共同生活援助に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設

の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 事業所は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 事業所は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業所は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 事業所は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力しなければならない。

（衛生管理等）

第15条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- （1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

（職場におけるハラスメントの防止）

第16条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(地域との連携)

第18条 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

2 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けるものとする。

3 第1項の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

(その他運営についての留意点)

第19条 事業者は、適切な共同生活援助が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

(その他運営に関する重要事項)

第19条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団俊睿会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

第4条、第6条2項(1)、第12条については、令和2年8月1日改正、同日施行とする。

第4条1項(3)、第4条3項、第6条2項(1)については、令和4年3月1日改正、同日施行とする。

第4条3項、第6条2項(1)については、令和4年8月15日改正、同日施行とする。

第8条については、令和5年8月21日に改正、同日施行とする。

第6条2項(1)、第12条から第17条までについては、令和6年4月1日改正、施行とする。

第3条(4)、第6条2項(1)、5項(3)については、令和7年4月1日改正、施行とする。

この規定は、令和8年1月1日改正、施行とする。